令和８年５月
調　布　市

次期調布市基本計画の策定方針（案）

この方針は、調布市基本構想に即し、令和９年度から令和１２年度までを計画期間とする次期基本計画を策定するため、基本的な事項を定めるものである。

１　計画策定の基本的な考え方

市は、「ともに生き　ともに創る　彩りのまち調布」をまちの将来像に掲げた調布市基本構想（令和５年度～令和１２年度）を令和４年１２月に市議会の議決を経て策定した。

この基本構想を具現化するための施策や事業を一体的に示す調布市基本計画を策定し、計画的かつ総合的なまちづくりを推進している。

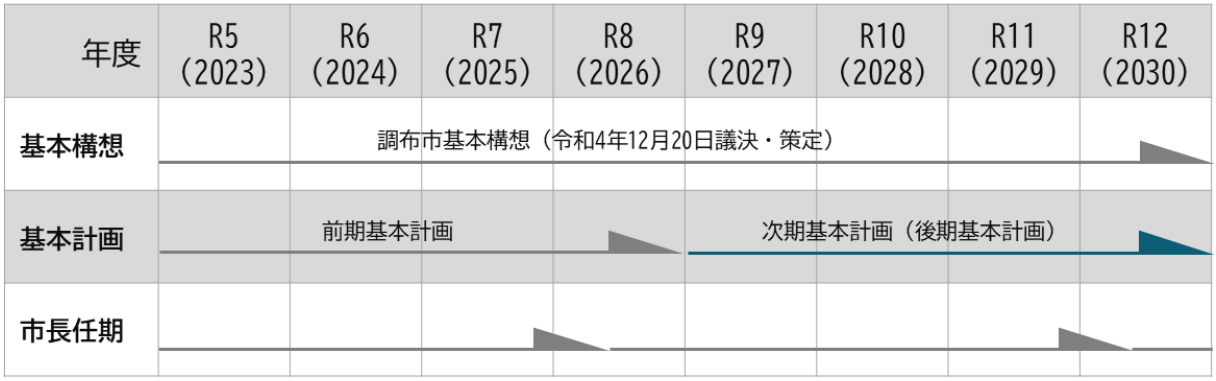
このような中、令和５年度から令和８年度までを計画期間とする基本計画（以下「現行基本計画」という。）が最終年度を迎えたことから、次期基本計画を策定する。

次期基本計画は、現行の基本構想・基本計画におけるまちづくりの基本目標、施策体系等の基本的な枠組みを継承しつつ、長きにわたり取り組んできた中心市街地における都市基盤整備の成果を生かした、新たなまちづくりがスタートしていることを踏まえ、調布のまちがさらに飛躍するための計画として策定する。

２　計画の性格等

(1)　計画の期間

計画期間は、市長が目指す政策との連動性を考慮し、市長任期に合わせ、令和９年度から令和１２年度までの４年間とする。



(2)　計画の性格

基本計画は、基本構想に掲げたまちの将来像や基本目標を具現化するための基本的な施策や主要な事業を一体的に示す行政計画として策定する。

あわせて、基本計画を、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第

１３６号）に基づく、市町村まち・ひと・しごと創生総合計画として位置付けることとする。

(3)　計画の構成

基本構想に掲げたまちづくりの基本理念や基本目標に沿って、市政を取り巻く状況を踏まえた分野別の将来像の具現化に向けた施策や事業を体系的に示す「分野別計画」とそれらの計画を推進するための行政改革の取組を示す「行革プラン」を中心とした構成とする。

３　策定に当たっての前提

(1)　人口

調布市将来人口推計（令和８年３月）に示した推計値を基本とする。

市の総人口は令和１２（２０３０）年まで緩やかに増加を続けるものの、年少人口（０～１４歳）は既に令和２（２０２０）年から減少傾向にあり、生産年齢人口（１５～６４歳）は令和７（２０２５）年をピークとして、その後減少に転じると予想している一方で、老年人口（６５歳以上）は令和３６（２０５４）年まで増加すると予想されることから、今後の人口構造の変化を見据えるものとする。

(2)　財政

国際情勢が及ぼす影響などを注視しつつ、物価高騰の長期化などの社会経済状況や、今後の市税収入の見通し、現行基本計画の取組状況、次期基本計画期間における財政需要等を踏まえ、新たな財政フレームを作成し、財政の健全性を維持するものとする。

(3)　土地利用

調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和５年８月）を踏まえるものとする。

４　策定の視点・ポイント

市政の第一の責務である「市民の安全・安心の確保」と「市民生活支援」を基調とした取組を継続しつつ、現行基本計画における施策・事業を対象とした行政評価や、行革プランの進行管理を通じて把握した取組実績や市政を取り巻く社会潮流、課題などを踏まえ、策定の視点を整理し、検討を進めていく。

(1)　２０３０年代とその先の総合計画期間を見据えた検討要素

・産学官民の各プレーヤーが連携してそれぞれの役割を担いながら、持続可能で発展するまちを支える「共創」の推進
・調布駅前広場等を活用した新たなにぎわいや市民のふれあい・交流の創出
・今後の人口減少、高齢化の進行等に伴う人口構造の変化や市政運営への影響を見据えたまちづくり、事業の展開
・共生社会の充実
・ゼロカーボンシティ調布の推進

・長期的なファシリティ・インフラマネジメントの推進（総合的･計画的な管理の推進、公民連携手法の活用）
・市民サービスの向上や、働き方改革、業務の生産性の向上を目的とした、ＤＸ（デジタル技術を活用した行政改革）の一層の推進
・国の法改正･制度改革等の動向を踏まえた市の施策への適切な対応　など

(2)　分野別計画

基本構想に掲げた８つの基本目標に沿った施策体系を基本とし、市政を取り巻く状況の変化などを踏まえ、全ての施策に共通する視点（共創、ＤＸなど）を設定すること等を検討する。

また、各施策・事業における進捗や取組の成果を把握するため、成果指標（まちづくり指標）を整理する。

(3)　行革プラン

「市政経営の２つの基本的な考え方」及び「基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けた３つの基本的な姿勢」を踏まえ、将来にわたる質の高い市民サービスの持続的な提供に向け、ＤＸ（デジタル技術を活用した行政改革）を業務削減の手段として位置付け、業務プロセスの見直しや自動化等により業務量の削減を進め、「質的な改革」と「量的な改革」の両立を継続する中で推進する。

個別プランの策定に当たっては、特に、共創のまちづくり・広域連携の推進、ＤＸの推進、ファシリティ・インフラマネジメントの推進の３つの視点から検討を行う。

(4)　個別計画との整合

市における既存の計画又は次期基本計画と並行して策定する個別計画の基本的な方向や、国・東京都等が策定した調布市域を包含する広域的な計画等と整合させ、各計画が連動するよう各施策・事業を整理する。

また、各施策を関連する個別計画につなげることで、次期基本計画における記載内容を精査する。

5　策定における検討体制等

(1)　検討体制

総合計画策定推進委員から意見や助言をいただくとともに、行政経営会議や企画会議において、計画の基本的な方向を確認・共有しながら策定を進める。

また、多様な手法を活用し、庁内から幅広く意見を聴取することなどを通じて、全職員が共通認識を持ったうえで検討を進める。

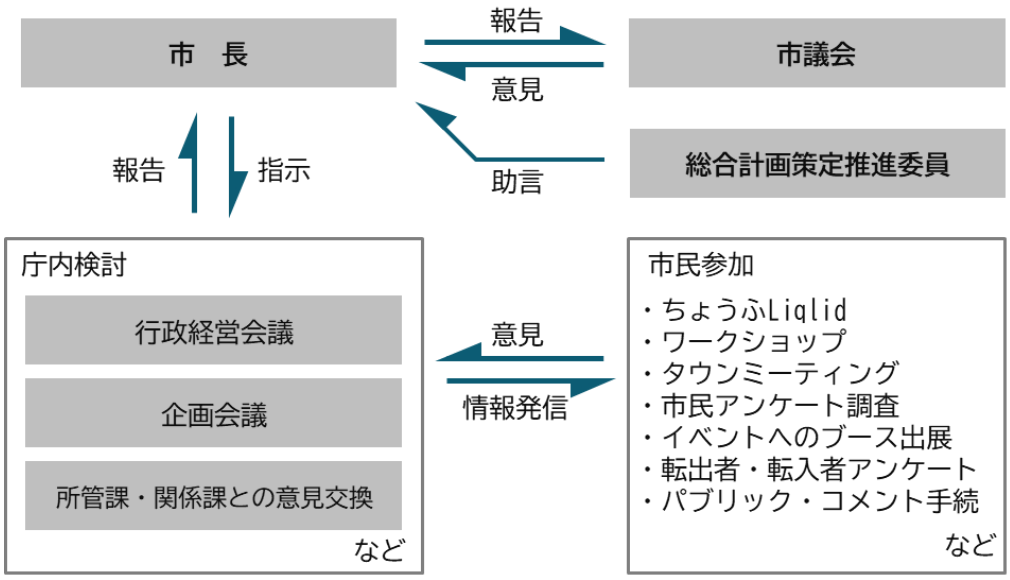
(2)　市民参加手続

検討の各段階に応じて、新たな手法も取り入れながら、策定過程における積極的な情報発信や市民参加の実践を通じて、より多くの幅広い市民の関心を高めることにつなげていく。

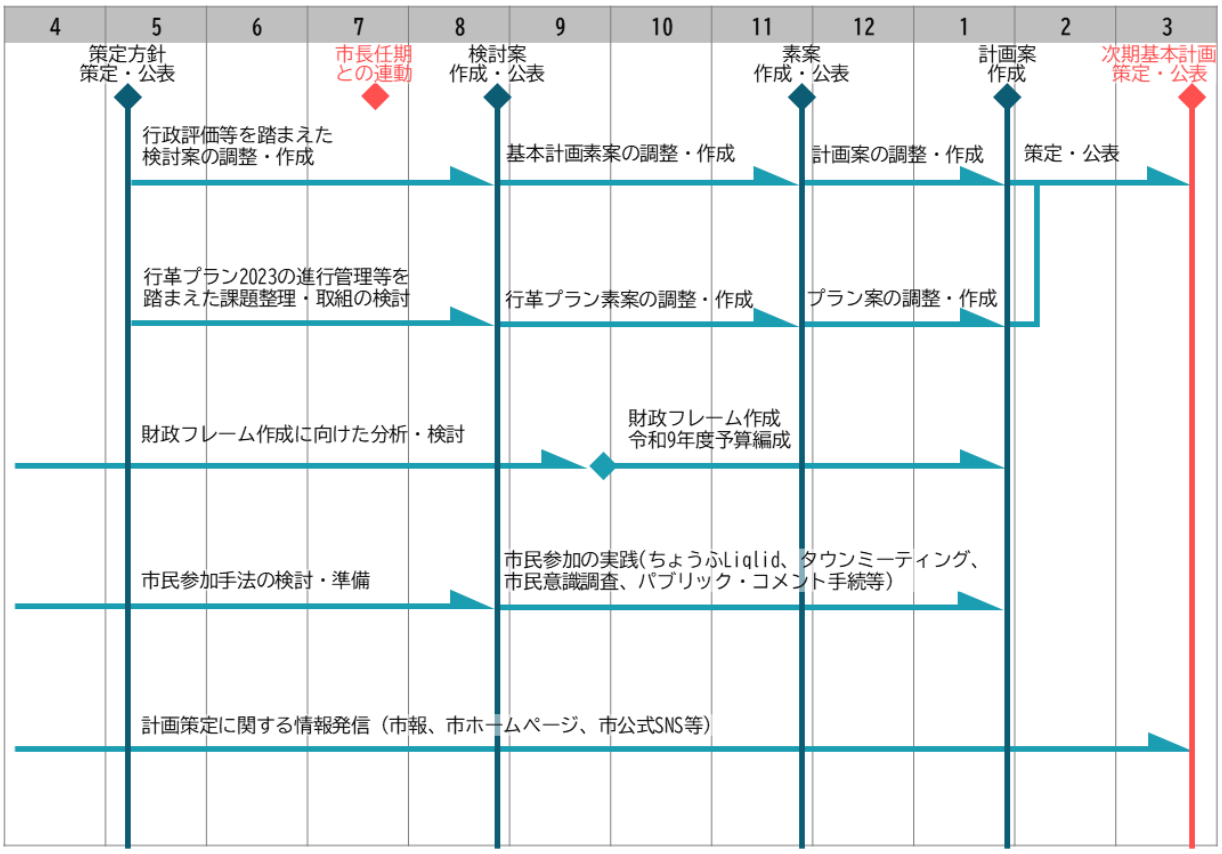
なお、こども基本法の理念である、子ども・若者、子育て当事者から

の意見の聴取及び反映について、効果的な取組の検討・実践に意を用いる。

≪図：検討体制イメージ≫



6　策定スケジュール（予定）



※現在の想定であり、今後変更となる場合がある。